

科学技術・学術審議会資源調査分科会の公開の手続について

平成23年3月7日
科学技術・学術審議会
資源調査分科会決定

科学技術・学術審議会資源調査分科会運営規則第6条の規定に基づき、科学技術・学術審議会資源調査分科会（以下「分科会」という。）の公開の手続について、次のように定める。

1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。））までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。

2 傍聴については、次のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

- ① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日。以下同じ。）17時までに分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課資源室。以下同じ。）に登録する。
- ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに分科会の庶務の総括部局に登録する。

(3) 会議の撮影、録画、録音について

- ① 傍聴者は、分科会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
- ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、次に掲げる事項に従うものとする。
ア 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、分科会長又は事務局の指示に従うものとする。
イ スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
ウ 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとすること。

(4) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると分科会長が判断した場合には、退席を求められることができることとする。また、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、分科会長の指示に従うこととする。

3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。